

平成二十四年六月二十二日提出  
質問第三一四号

脱法ハーブの取り締まりに関する再質問主意書

提出者  
馳  
浩

## 脱法ハーブの取り締まりに関する再質問主意書

脱法ハーブに係る事件が全国で多発している。吸引・摂取後に体調不良で緊急搬送されるケースや、脱法ハーブ吸引が原因のひき逃げ事件など、脱法ハーブの乱用、蔓延が拡大し、大きな社会問題となっている。前回質問主意書においてその問題点と取り締まり強化について政府の見解を質したところであるが、事態が更に深刻化し、国民からも取り締まりに関する強い要請があることから、効果的な対策を実行すべく、以下の事項について質問する。

一 脱法ハーブの流通について、都市部に限られたことではなく、最近では地方にもその販売網が広がっていることとされるが、現在どれくらい地域まで広がっているのか、また店舗やインターネットで販売している業者の数について政府の把握するところを示されたい。

二 脱法ハーブはどのような経緯で日本に流入してくるものと認識しているか、また日本で製造されている事例もあるのか、政府の見解を示されたい。

三 指定薬物の手続きを行う厚生労働省の薬事・食品衛生審議会指定薬物部会はこれまで、年に一、二回程度しか行われておらず、指定薬物として規制しても、その時にはすでに新しい薬物が出回る、いちごっ

この状態が問題視されている。新しい薬物に対応するためにも、指定薬物の指定迅速化が求められており、厚生労働省も指定薬物部会の開催を増やす方針を示しているが、今後はどの程度の頻度で部会を開催するお考えか、規制強化のためにもより多くの頻度で開催し、スピード感を持つて対応すべきと考えるが、政府の認識は如何。

四 厚生労働省は国内での流通が認められていない薬物も、海外での流通実態があれば、指定薬物として規制する考えを示しているが、日本に出回っていない物質に関して具体的にどのような調査を行い、違法性を認定するのか、政府の見解を示されたい。

五 前回質問主意書五にて提案したように、脱法ハーブ規制の迅速で効果的なやり方として包括規制を行うべきと考えるが、政府の現在の検討状況と今後の導入に向けた見通しを示されたい、また、包括規制を行うことのデメリットがあればそれも示されたい。

六 脱法ハーブはネット販売が主流であり、実態把握や取り締まりが難しいとされる。また、入手の手軽さや罪の意識もなく、周りにも知られず依存していくことから、特に青少年の乱用、蔓延を懸念し、ネット販売業者に対する対策や取り締まり強化が必要と考えるが、政府の認識、現在の取組状況について示され

たい。

七 脱法ハーブ取り締まりに特化した、独立した法規制なども今後検討会にて審議していくことも考えているのか、政府の見解を示されたい。

八 薬物に対する抑止力を高める為には、薬物に係る罰則強化も必要と考えるが、政府の見解は如何。右質問する。